

ものづくり・商業・サービス高度連携促進 事業費について (参考資料)

2020年5月

参考①：共通EDIの普及

サプライチェーン全体の取引のデジタル化（EDIの普及促進）

- 企業間取引における受発注や決済等の情報を電子的にやり取りするEDIを普及させるべく、中小企業庁では、受発注データに関わる「中小企業共通EDI」の仕様を策定し、**実証事業によって金融EDIと受発注EDIの連携による業務効率化の効果を確認**。

⇒ 発注側の大企業にとっても業務効率化の効果が確認できたことから、今後は、大企業の主体的協力を求めるため、**下請振興基準に沿った、業界の「自主行動計画」改訂を促す**。

※下請振興基準に沿った、個社ごとの「自主行動宣言」の仕組みの構築も検討する。

中小企業庁によるEDI普及の取組

H28,29

- **受発注データ項目の標準化**（「中小企業共通EDI」の仕様策定）
- 受発注EDI導入による業務効率化の効果を検証

H29,30

- 平成30年12月に全銀EDIシステムが運用を開始するに伴って、取引情報と支払い情報を紐づけることによる業務効率化の効果を検証（消込作業の自動化）

R1・R2以降

- **下請振興基準を改正**し、サプライチェーン全体の電子化に向けて親事業者が積極的に対応する旨等を記載
- ものづくり補助金やIT導入補助金で**大企業等が先導して中小企業の面的デジタル化を支援できる類型を追加**

※2024年にはNTTのISDNサービスが終了するため
それまでにシステム改修が必要な企業多数

受発注EDIの活用事例

杉文（従業員5名、愛知県、文具小売）

- **電話・FAX中心だった注文をEDIで受け取る**ことで、紙伝票を使わない受注が可能に
- 受注データを既存の会計ソフトに接続することで、**データの手入力作業が減少**

受発注・金融EDI連携実証による業務効率化の効果

業務プロセス	業務時間削減効果	
	発注	受注
受発注	51.1%	34.8%
決済	58.4%	55.4%
合計	55.7%	37.5%

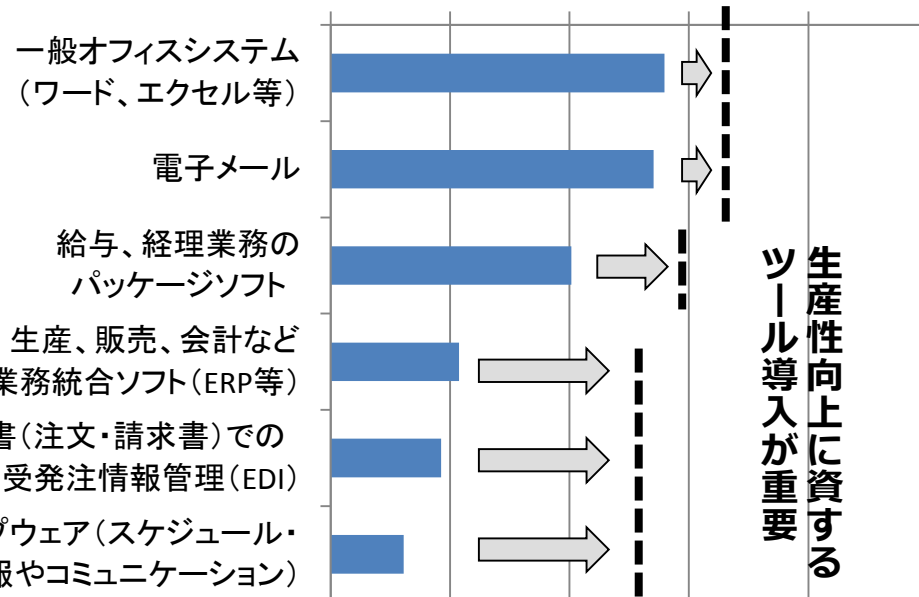
（資料）平成29年度中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業調査報告書（中小企業庁）

ITの利用状況と課題：IT投資の現状

- 中小企業のIT利活用は約55%にとどまっており、そのうち、経理などパッケージソフトでは全体の約40%、収益に直結する調達、販売、受発注管理などは約20%にとどまる。
- クラウドサービス等の普及によって、初期導入コストが低く自社管理が不要で、中小企業でも簡便にIT導入ができる環境が整ってきたが、まだIT導入が進んでいない層に対して、どのようにIT導入を図っていくかが大きな課題。

中小企業におけるIT利活用の実態

0% 20% 40% 60% 80% 100%



生産性向上に資するツール導入が重要

(出典) 中小企業・小規模事業者の経営課題に関するアンケート調査
(全国中小企業取引振興協会 (2016))

取引先によって伝票様式は多種多様



記載場所、名称、単位も様々

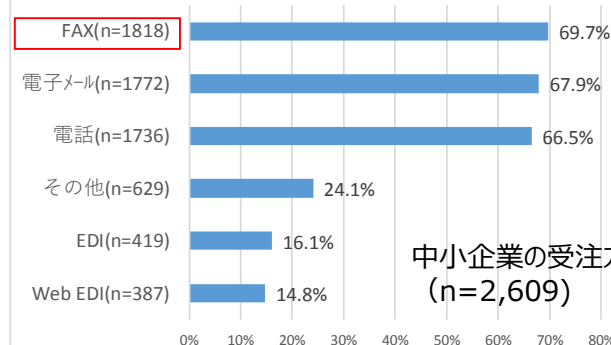
伝票の山となった事務所



差異が発生した場合この山から探す

出所：経済産業省 産業・金融・IT融合に関する研究会 (FinTech研究会)
(第4回) -配布資料 資料3などを元に中小企業庁で作成

受発注方法はFAXが7割程度と最も多い



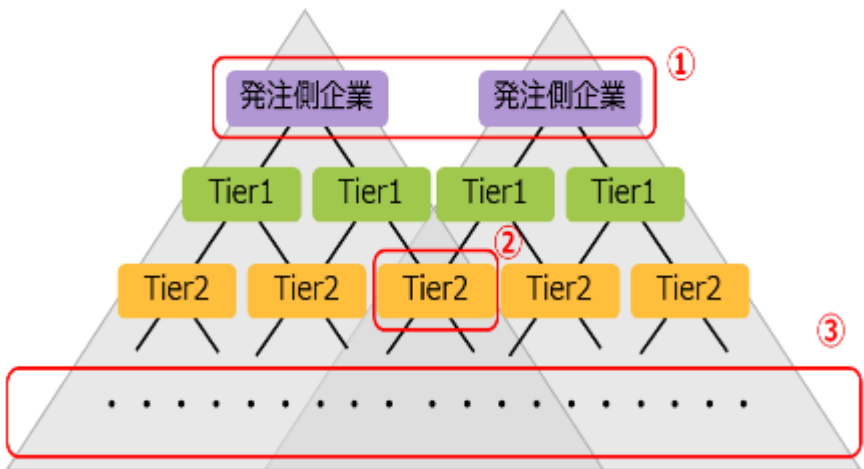
中小企業の受注方法
(n=2,609)

(資料：「経営診断ツールの認知・活用状況及び、決済資金調達の実態に関する調査」)

業種の垣根を越えたデータ連携システム（中小企業共通EDI）の仕様策定

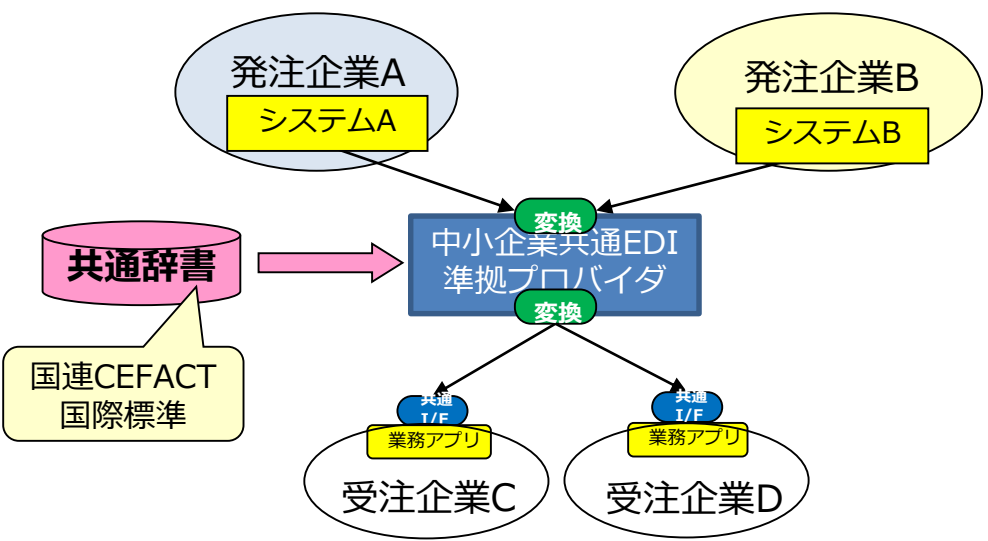
- これまで受発注業務は、発注企業ごとにシステムが異なり個別対応が必要であるほか、**中小企業では電話・FAXが主流**であり、中小企業がデータをビジネスに活用する基盤が無かった。
- このような状況を受け、平成28年度補正予算事業にて、12地域・業界を選定し、**国連CEFACTに準拠した共通辞書を用いて**、それぞれの業種・地域毎のEDIの仕組み・システムの連携、さらには各グループのEDIを連携できるよう、業種の垣根を越えた企業間ビジネスデータ連携基盤の仕様（**中小企業共通EDI**）を策定、**実証事業を実施**。

受発注業務のIT化（商流EDI）の実態



- ① 発注側企業が独自にシステムを構築
→業界EDIが相互に繋がらない
- ② 受注側企業は発注側企業ごとの複数のシステムを導入
→取引先ごとにシステムが異なるため、多画面（多システム）を使用しなければならず非効率的
- ③ 中小企業は電話・FAXによるやり取りのまま
→転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

業種の垣根を越えたデータ連携の仕組み



※受注企業はプロバイダー 1 社と契約していれば複数の発注企業と同じ発注様式・手順で受発注のやり取りが可能

(参考) 中小企業共通EDIの実証事業について

平成28年度経営力向上・IT基盤整備支援事業
(次世代企業間データ連携調査事業)

- 6業界（自動車、水インフラ、農林水産、輸出、卸・小売、サービス）、5地域（北海道、東京、静岡、愛知、大阪）での様々な中小企業が参加した**12事業の実証事業**を実施。**中小企業共通EDIの汎用性と生産性向上効果（業務時間削減効果平均53.3%）を確認。**
- プロジェクトの一部では、受発注に加えて、決済情報との連携、生産管理情報との連携、物流のトレーサビリティとの連携などに取り組み。

プロジェクト名	業務時間削減効果
01.水産PJ	62.0%
02.北海道PJ	64.4%
03.大阪PJ	89.6%
05.業務品.PJ	31.8%
06.豊田PJ	65.6%
07.碧南PJ	32.2%
08.サービス業PJ	90.9%
09.自動車PJ	56.1%
10.多摩PJ	64.9%
11.水インフラPJ	53.9%
12.静岡PJ	4.1%
全体平均(※)	49.2%
中小企業平均(※)	53.3%

※実証参加企業数：大企業17社、中小企業50社、合計67社。（受注、発注の別による重複計上あり。
「04.貿易PJ」は特殊な取引のため、集計対象外。）

（平成28年度経営力向上・IT基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）調査報告書 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/2019/190403ed101.pdf>）

主な実証概要

05.業務品の卸・小売

発注：（株）ツチハシ（業務品卸商社）他
→受注：花王プロフェッショナルサービス（株）



業務品を提供する大手企業と業務品を扱う卸・小売業の受発注を対象とした実証事業。仕入先への発注がデータ化され、業務の効率化を実現。

06.豊田商工会議所

発注：豊田商工会議所
→受注：（株）サン・プロテック（印刷業）



豊田商工会議所の会員企業間の受発注を対象とした実証事業。
EDI導入により、検収業務の効率化を実現。

07.碧南商工会議所

発注：日進工業（株）（製造業）
→受注：（有）杉文（文具小売業）



碧南商工会議所の会員企業間の受発注を対象とした実証事業。FAX発注の多い中小零細仕入れ先向けに専用タブレットアプリにより業務の効率化を実現。

09.自動車業界

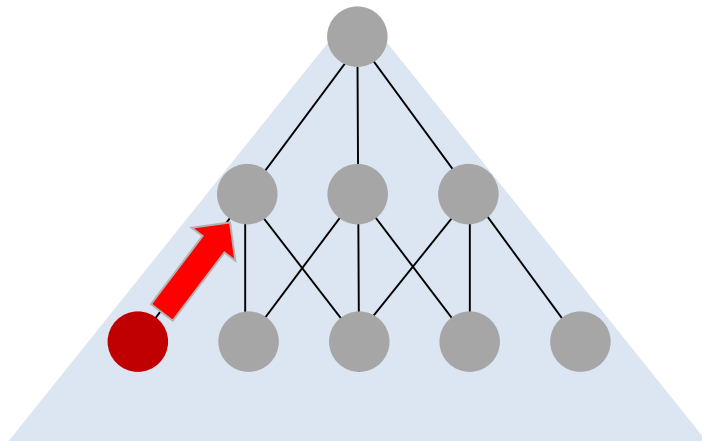
発注：（株）西浦化学（部品製造業）
→受注：（株）鈴木化工（部品製造業）



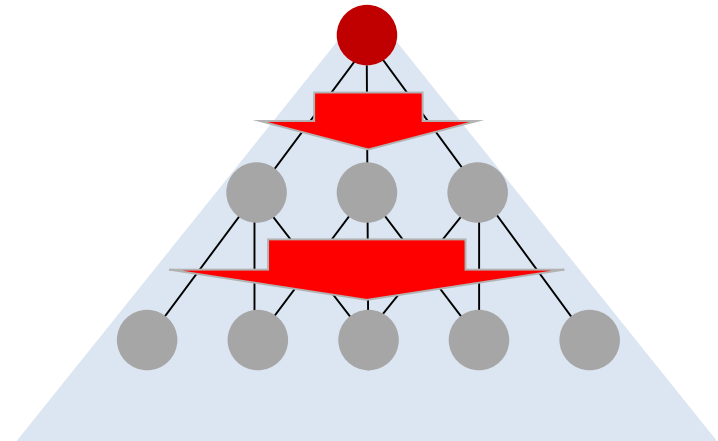
トヨタ関連の自動車部品2次・3次仕入先を対象とした実証事業。簡易的なかんばん発注クラウドサービスにより在庫数の低減、調達業務の効率化を実現。

大企業と中小企業との取引による課題（合意形成）

- 企業間データ連携の導入には、取引先との合意形成が必要となることが課題。
- 中小企業側から大企業に対して、個別に中小企業共通EDIなどへの対応を働きかけても実現は難しい。（A図）
- **大企業側から、複数の取引先中小企業に働きかけて合意形成し、中小企業共通EDIによる取引に切り替えていくのが、導入効果が大きく、実現しやすい。（B図）**
- 大企業が、定期的なシステムリプレイスや、INSサービス終了などのイベント発生時に備えて行うシステム改修に併せて、共通EDI対応なども行うのが現実的。
- このため、**大企業等が主導し、中小企業を束ねて面的にサプライチェーン全体の生産性向上を推進する取り組みを促す。**



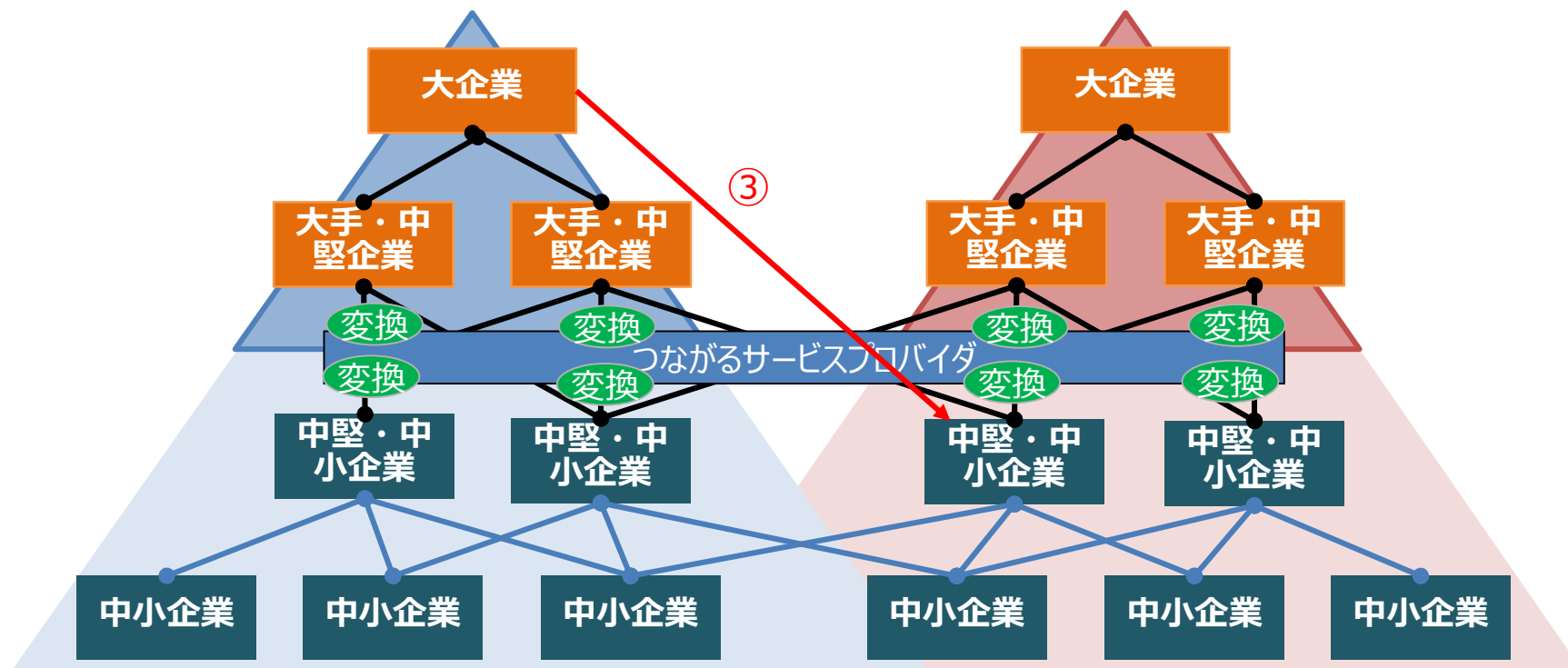
中小企業からのEDI導入働きかけ
(A図)



大企業から複数の取引先に同時に
共通EDI導入働きかけ (B図)

発注側企業（大企業など）の対応メリット

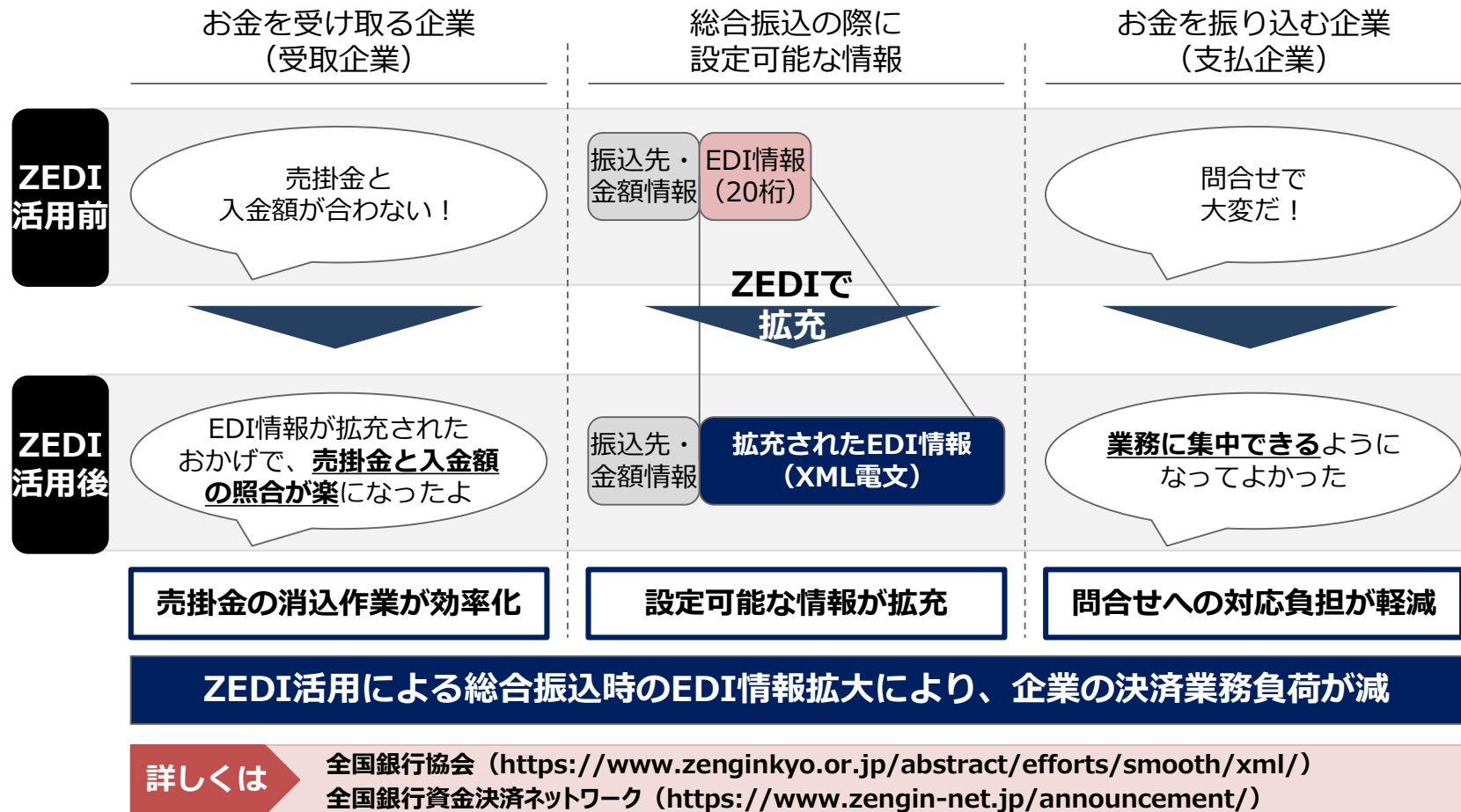
- 現在は、大企業にも中小企業との取引のためにFAXが残っている。
- 受注企業に中小企業共通EDIが普及することにより、発注企業にとっても以下のような対応メリットが考えられる。
 - ① 取引事務の誤作業削減、スピードアップ
 - ② 受注企業の誤作業や問い合わせに対応するコストの削減
 - ③ 受発注手順や様式が標準化されていることから、新たな業界との取引が容易



※発注企業が、中小企業共通EDIを用いて中小企業と取引するには、共通EDI対応プロバイダへの接続や、自社様式と共通辞書との情報項目の対応付け(マッピング)が必要。

参考②：全銀EDIシステム（ZEDI）

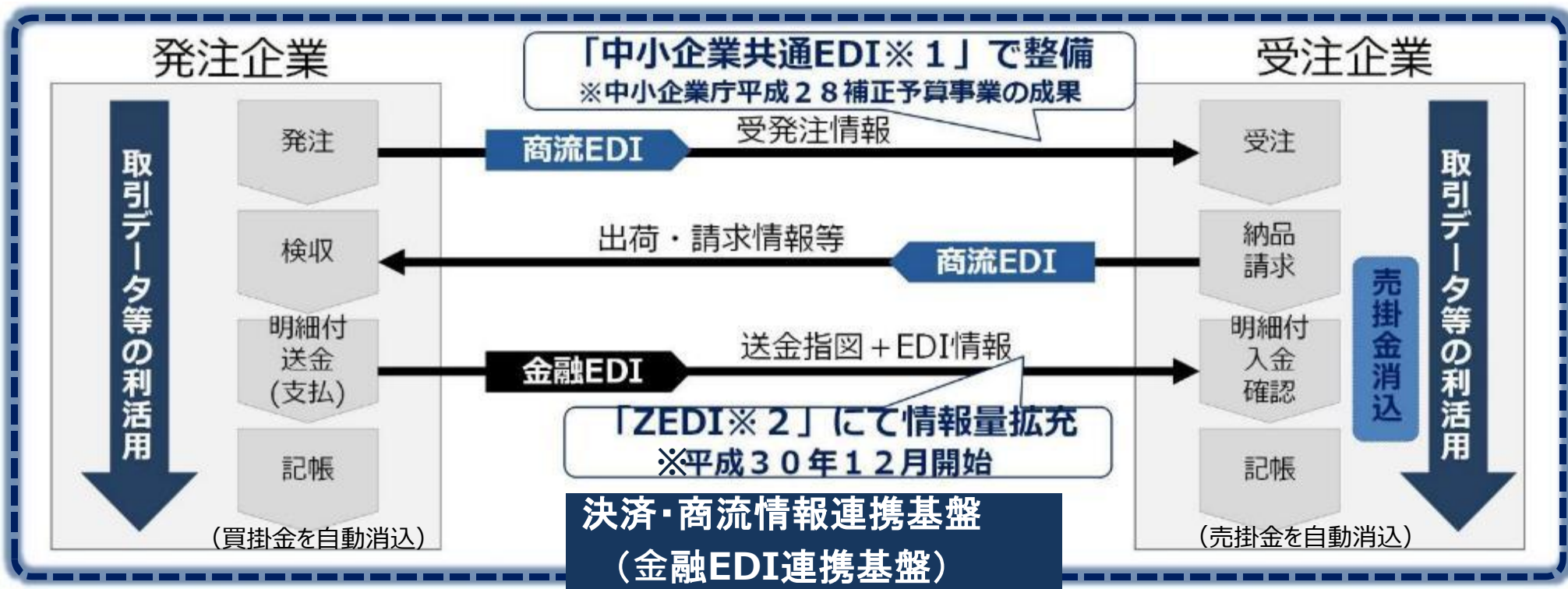
参考：「全銀EDIシステム(ZEDI*)」稼働（2018年12月）



* ZEDI（ゼディ）：「全銀EDIシステム」の愛称

中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業概要(平成29年度補正予算事業)

- 商取引における請求、支払は複数案件の一括処理が一般的であるが、請求、支払金額の紐付け（消込作業）は手作業で行っている中小企業が多く、非効率。**受発注から入金までシステム間のデータ連携が実現することで、消込作業の自動化が可能。**
- 平成29年度の受発注情報に係るEDI実証事業、及び、金融機関の送金情報への商流情報の添付が可能となる全銀EDIシステムの稼働を踏まえ、**受発注から決済までの一連の業務をつなぐためのEDI連携基盤整備に関する実証を実施。**



(参考) 商流・金融EDI連携の実施結果 (モデルプロジェクト別)

本事業における生産性向上効果の結果は以下の通り。全てのモデルプロジェクトでの計測結果を平均すると、商流プロセスにおいて発注企業:51.1% 受注企業:34.8%、決済プロセスにおいて発注企業:58.4% 受注企業:55.4%の生産性向上効果が見られた。

生産性向上効果 (削減率) 一覧

	全体		北海道		豊田・静岡		ERP		岐阜	
	発注	受注	発注	受注	発注	受注	発注	受注	発注	受注
注文	43.5%	41.7%	48.4%	25.5%	42.0%	4.8%	49.3%	93.0%	34.4%	43.3%
出荷	-	34.1%	-	0.0%	-	17.2%	-	85.0%	-	-
検収	56.2%	-	54.6%	-	56.5%	-	84.1%	-	29.7%	-
請求	48.7%	34.5%	-	-16.1%	48.7%	44.1%	-	82.8%	-	27.0%
商流	51.1%	34.8%	50.2%	7.1%	42.8%	7.2%	77.7%	88.0%	33.7%	36.9%
決済	58.4%	55.4%	72.7%	33.0%	46.7%	76.7%	29.5%	70.5%	84.6%	41.6%
合計	55.7%	37.5%	65.2%	16.8%	43.2%	9.1%	61.2%	85.7%	53.2%	38.5%

数値外の 副次的効果

- ✓ 記載ミスによる手戻り工数減
- ✓ 納品毎に支払可能な環境を確認

(出典:「平成29年度中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業」報告書)

参考③：共存共栄モデルの浸透

(参考) 下請中小企業振興法「振興基準」の改正 (令和2年1月) について

- 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」について、以下の目的のため、令和2年1月末に改正を行った。
 - すべての型取引について、従来の保管・廃棄の適正化に加えて、適正化の対象を型の製作や支払条件改善等を含む型取引全般に拡大し、型の製作から廃棄に至るまで型取引の抜本的な適正化を図ること（なお、型取引の適正化に当たっては、契約のひな型を活用）。
 - 中小企業の業務効率化を目的に、受発注システム等の電子化への対応を促進すること
- 改正「振興基準」を踏まえ、産業界の自主行動計画の改訂要請等を行い、大企業・親事業者に対するより一層の遵守の徹底を図る。

※前回改正は、平成30年12月末（大企業間取引、働き方改革、事業承継等改正）

改正事項1) 型取引の適正化

◆ 型取引の適正ルールの遵守 (主要改正事項)

- 「契約のひな形」に基づく取引の実施
- 不要な型の廃棄
- 型製作相当費の一括払いや前払い
- 量産期間から補給期間への移行の明確化
- 型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡
(「目安」に基づく型管理適正化)

改正事項2) 電子化推進

◆ サプライチェーンにおける電子化による業務効率化 推進

(主要改正事項)

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（セキュリティ対策、業務のデジタル化推進を含む）
- 中小企業共通 E D I（電子データ交換）などによる電子受発注の導入推進
- 電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀 E D I システムなどの活用）導入推進等

《下請振興基準とは》

振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき、定められたもの。振興基準に定める具体的な事項について、主務大臣(下請事業者、親事業者の事業を所管する大臣)は、必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う。

(参考) 下請中小企業振興法に基づく振興基準改正 (該当部分抜粋)

- 下請振興基準を改正し、サプライチェーンを通じて、共通EDI、全銀EDI、セキュリティ対策などへの対応に積極的に取り組むことを追記。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

5) 情報化への積極的対応

(1) 下請事業者は、管理能力の向上、事務量軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、**必要なセキュリティ対策と合わせて、次の事項に積極的に対応していくものとする。**

① 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善(業務のデジタル化推進を含む)

② **中小企業共通EDI(電子データ交換)などによる電子受発注**

③ **電子的な決済等(インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステムなどの活用)**

(2) 親事業者は、前号の下請事業者による取組の支援のため、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータやソフトウェア、データベースの提供、オペレータの研修、**セキュリティ対策の助言・支援及び国・地方自治体による情報化支援策の情報提供等の協力を行うものとする。また、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、次号の配慮を行いつつ、電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけていくとともに、自らも共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。**

(3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。

① 下請事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。

② 電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③ 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。

④ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。

⑤ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。

⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。

⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

(参考) 価値創造企業に関する賢人会議「中間報告」のポイント

- 大企業と中小企業経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人会議」において（座長：三村 日本商工会議所会頭）、本年2月に「中間報告」をとりまとめ。データ利活用による企業間の連携を始め、大企業と中小企業が共に稼げる「共存共栄」の関係の構築に向けて、施策の方向性を提示。

1. 取引構造の課題と施策の方向性

①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり

②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない

③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり

①系列・規模を超えた連携の促進（オープンイノベーション、**データ利活用による企業間の連携**、M&A促進等）と、ドイツ型の共存共栄モデルの取り込み

②個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」

③サプライチェーンの頂点企業を軸に、「TierN」から「TierN+1」に共存共栄を浸透

2. 個別取引の課題と施策の方向性

①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない

②知的財産権の取扱いが不明確

③適正な対価を伴わない働き方改革の「しわ寄せ」

①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進

②知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成

③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化